

令和2年度 第4回栃木地方最低賃金審議会
資料目録

I 栃木県最低賃金 関係資料

I-1-①	異議申出書〔とちぎコープ労働組合〕	1
I-1-②	栃木県最低賃金の改正決定の調査審議に係る最低賃金法 第25条第5項に基づく意見書〔とちぎコープ労働組合〕	3
I-2-①	異議申出書〔佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン〕	9
I-2-②	栃木県最低賃金の改正決定の調査審議に係る最低賃金法 第25条第5項に基づく意見書 〔佐野地区労働組合会議・労働組合わたらせユニオン〕	11



2020年8月17日

栃木労働局長
浅野 浩美 殿

宇都宮市
とちぎコープ
中央執行委員長



令和2年度「栃木県最低賃金の改定決定について（答申）」に対する異議申出

8月5日に答申された、令和2年度の「栃木県最低賃金の改定決定について（答申）」につきまして、とちぎコープ労働組合は下記の通り異議申し出を行います。

記

一、異議申出の内容

1. 時間額854円（引き上げ額1円、引き上げ率0.12%）では不服です。
2. 栃木県最低賃金を、時間額1,000円以上に引き上げること。

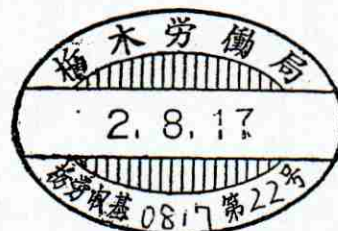
二、異議申出の理由

1. 私たちは、先に提出した意見書の中で、栃木県の最賃賃金が低すぎるとして、主に次の論点に基づいて最賃の大幅引き上げを主張してきました。（詳細は意見書をご参照ください）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 2020年最低賃金改定にあたって 2. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を 3. コロナ禍の中で必要とされた労働者ほど低賃金 4. 景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ |
|---|

そして、日本国民がどこで働いても安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくこと。同時に専門部会の審議を公開していただき、審議の透明性を保障していただくこと。そして、低賃金かつ不安定雇用の下で働く多数の労働者の声が審議に反映されますよう、できうる限り希望する者に意見陳述の場を保障していただくことを強く要請いたしました。

2. 三回の専門部会を経た審議の結果、わずか1円の引き上げで854円との答申が出されました。全労連が全国で取り組んだ最低生計費試算調査では、どの地域でも時間額1,500円以上が必要であると明らかになりました。しかし今回の答申はその額には程遠く、地域間格差も改善と言えるほど縮小



されていません。これでは栃木県内の経済の活性化や、若者などの人口流出の歯止めなど全く期待できるものではありません。

中央最低賃金審議会では引き上げ額の目安額が示されなかったものの、「地方最低賃金審議会においては、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望する」との見解が示されました。私たちは、コロナ禍の中だからこそ、コロナの危機を乗り越えるためには、労働者の生活と地域を守り経済を活性化させることと、そのために中小企業へあらゆる支援を行うことが必要だと、意見書と意見陳述で主張をしてきました。

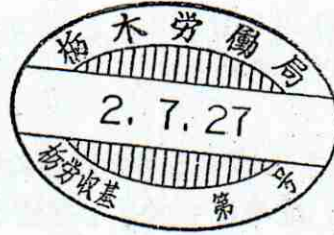
3. 最低賃金審議会の運営に関する要望については、昨年に引き続き意見陳述の機会が設けられましたが、トータルの時間数も制約され、陳述について十分な主張ができたとは言えません。そして、残念ながら専門部会は今年度も非公開とされ、提出した意見書や意見陳述に込められた思いや願いがどう受け止められたのか、どのような議論が行われどのように答申が決定されたのか、論議の中身が全く明らかにされていません。最低賃金審議会の民主化、透明性の確保という点では全く不十分と言わざるを得ません。
4. 繰り返しになりますが、今年度の答申854円では、私たち労働者の生活改善と地域経済の活性化にはつながりません。私たちは提出した意見書と意見陳述の中で、低すぎる最低賃金の下での賃金実態や、縮まらない賃金格差、生活できない賃金のためにダブルワークやトリプルワークをしなければならぬ実態などを明らかにしてきました。シングルマザーなどが、何よりも子育てを重視し子供のなりたい夢をかなえてあげるためには、地域間格差を無くして全国どこで働いても最低1,500円以上の時間給が必要です。だからこそ私たちとちぎコープ労働組合はどこでも誰でもいますぐ時給1,000円以上の実現と1,500円を目指すことを要求に掲げているのです。
5. 全国で地方最低賃金の答申が出されていますが、引き上げ額は0円～3円と低く、ワーキングプアの解消、地域経済の活性化のためにも、さらなる最賃の引き上げの改定審議がなされるべきです。同時にそのための中小零細企業へのさらなる支援策について論議するべきです。栃木労働局長がこれらを踏まえ、栃木地方最低賃金審議会に再審議を求めることを強く要請いたします。

以上

写

資料No. I-1-②

栃木地方最低賃金審議会
会長 杉田 明子 様



2020年7月23日

とちぎ労働組合
中央執行委員長

2020年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書

2020年度の最低賃金について、ご審議いただく委員のみなさまに、心より敬意を表します。また、栃木県に働く労働者および中小零細事業者の生活向上と健全な経営のために、本年度の審議においてご尽力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。本年度の最低賃金の改定審議に当たり、とちぎコープ労働組合としての意見を述べさせていただきます。

1. 2020年最低賃金改定にあたって

新型コロナウイルス感染拡大のなか、保障制度が不十分なまま、各企業へ営業自粛要請がおこなわれた結果、非正規労働者を中心に、収入の激減や雇止めなど、低賃金労働者のくらしが直撃されました。

2019年11月に金融広報中央委員会が発表した「2019年家計の金融行動に関する世論調査」によると、金融資産非保有世帯（貯金ゼロ世帯）の割合は、「単身世帯38%」、「1人以上世帯23.6%」と、約3割の世帯に貯蓄がないと報告されています。新型コロナウイルスの影響により収入が途絶えた蓄えのない世帯にとって、深刻な状況となっています。

政府は当初、雇用調整助成金の支給額1日8,330円を上限にするとしましたが、この額は8時間労働の時給換算で1,041円であり、東京の最低賃金1,013円とほぼ同額でした。しかし、この額ではあまりにも低すぎるとの国民の声により、15,000円上限に引き上げられることになりました。このことで、東京の最低賃金1,013円では、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」ができないということが証明されました。

最低賃金は時間給労働者だけの問題ではなく、月給制で働く非正規労働者にも大きな問題となっています。例えば時間給が一番高い東京都の1,013円であっても、月150時間労働で1ヶ月に換算すると、151,950円にしかありません。

この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織がとりくんだ生計費試算調査によると、全国どこで暮らしていても、生活に必要な費用はほぼ同じで、25歳単身者で月額22万円～23万円は必要だという結果がでています。時給に換算すると1,400円～1,500円以上となっています。

雇用調整助成金の支給額の算定基準や、生計費試算調査結果からみても、いまの最低賃金は低すぎるということは明らかです。

最低賃金は、時給1,500円を目指すこと。2020年度においては、1,000円以上の最低賃金を実現するよう求めます。

2. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

今回のコロナ禍の中で、経済にも大きな影響がもたらされました。そのひとつの要因として、労働者が東京に集中し一極化していることによる、事業の停滞があります。企業が地方に分散していて、日本のどこでも経済活動ができていれば、このような事態が少しは緩和されていたのではないのでしょうか。しかし、そのためにはどこで働いていても賃金格差がないということが大前提となります。

2019年度の地域別最低賃金の改定は加重平均26円と2013年以降毎年二桁の引き上げとなり、全国の最低賃金の平均額は901円となりました。しかし、最高額は東京都の1,013円、最低額は790円、その差は223円となり、時間額表示になった2002年の104円からさらに拡大する結果となっています。

栃木県の最低賃金は853円、東京都との差は160円、1日8時間働いたら1,280円の差がつき、1ヶ月150時間働いたら24,000円の差が開いてしまいます。神奈川県との差は158円、埼玉県との差は73円、千葉県との差は70円となっていて通勤圏内での賃金の地域間格差は大きな問題です。

栃木県総合政策部は、2019年度の県内市町人口の社会動態(転入から転出を差し引いた数)を公表しました。県全体の転出超過は前年比648人増の3,642人と2年連続で悪化したこと、首都圏への人口流出拡大が主な要因で東京、埼玉、千葉、神奈川の1都3県への流出は4,657人となり、前年の4,128人から529人増えて、全体の転出超過が拡大した要因となったことが明らかになりました。

ある事例があります。地方から東京の大学に入学した学生たちは、東京のアルバイト時給1,000円以上で働いています。その学生は大学が休校中、地元に戻って同じような仕事のアルバイトをしようと思ったけれど、東京の時給より200円以上も低く、それでは学費を稼げないため、やむを得ず東京に戻って来るしかなかったと。そのような経験をした学生たちは、やはり大学を卒業して働くなら賃金の高い東京に限ると、若者たちの都市部への人口流出が止まるはずがありません。

私たちの働く生協でもそうですが、スーパーやコンビニでは全国どこでも売っている商品の価格はほぼ同じです。同じ価格の商品を売り、同じ仕事をしています。どこで暮らしていても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させるためにも、いまのような地域間格差をなくしていかなければなりません。

私たちは、たまたま生まれ育った地域によって賃金に格差をつけられることは、憲法第14条の平等原則に反することだと考えます。早期に全国一律の最低賃金制度の実現を求めます。

3. コロナ禍の中で必要とされた労働者ほど低賃金

今回のコロナ禍の中では、医療従事者はもちろんのこと、生協を含む流通や物流業で働く労働者は、国民の命と暮らしになくてはならないものでした。しかし、そこで働く多くの人はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者です。そして、その賃金労働条件は劣悪で、時給はほぼ最賃に張り付いています。仕事の性格上、在宅勤務などできるわけもなく、感染への危険や心配にさらされながら働き続けています。賃金は個々の企業の努力で上げるべきだという声がありますが、国民生活になくてはならない業界全体の社会的な地位向上とそこで働く人の賃金を引き上げていくことが必要です。それには現状では、最低賃金を大幅に引き上げることが最も有効です。

一方で、休業を余儀なくされた非正規労働者は、休業補償をされても、もとの賃金が低いため、さらにその6割という低額支給となっています。1ヵ月150時間働いていたとして、時給1,000円の人で9万円（時給6割換算600円）、時給800円の場合には、月額で7万2千円（時給6割換算480円）にしかありません。休業補償があったとしても、とても生活できる金額ではありません。いまの日本は社会保障が貧弱であり、賃金に頼って生きていかななくてはならないのですから、最低賃金を大幅に引き上げる必要があるのです。

4. 景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

商工会議所や企業団体が、コロナ禍を理由とした今年の最低賃金引き上げの凍結や抑制を訴えています。しかしそれは景気回復にとってマイナスにしかならず、消費を回復させ向上させるためには、賃金の底上げが最も効果的です。

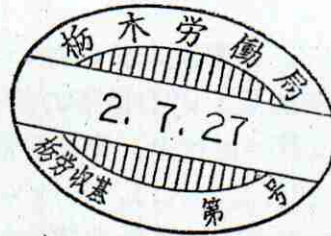
パートやアルバイトなど、かつては家庭の補助的労働といわれてきましたが、現在では一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。賃金があがれば、貯蓄ではなく消費に回ることが確実です。

賃金を上げられない理由に、中小企業の労働分配率が高く、労働生産性が低い事が上げられていますが、それは、適正な単価による公正取引がおこなわれていないことが主な要因となっています。公正な取引をきちんと行わせ、そして有効な中小企業支援対策で、賃金の底上げを図っていくべきです。経営者の賃金支払い能力ばかりに偏重した審議にならないことを強く求めます。

最後に本審議会に置かれましては、日本国民が安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことを、あらためて強く求めるものです。同時に専門部会や小委員会の審議を公開していただき、審議の透明性を保障していただくこと。そして、低賃金かつ不安定雇用の下で働く多数の労働者の声が審議に反映されますよう、とちぎコープ労働組合の推薦する労働者の、意見陳述の機会を保障していただくことを強く要請し、意見書と致します。

以上

栃木地方最低賃金審議会
会長 杉田 明子 様



2020年7月30日

とちぎ [redacted] 組合

意見陳述書

私は、2020年度の栃木地方最低賃金改定の審議に当たりまして、とちぎコープ労働組合より提出いたしました「2020年度の栃木地方最低賃金改定審議に向けた意見書」を補足する立場で意見陳述を行います。

1. 「パート労働黒書Ⅶ」から見えてきたもの

私共とちぎコープ労働組合が加盟する生協労連は、毎年「パート労働黒書」を発行し、非正規労働者の低賃金と深刻な働き方の実態をあきらかにしています。以下は「パート労働黒書Ⅶ」の概略です。生協や、その関連会社などで働く人からの聞き取りや手記は一部のものですが、多くの課題が見えてきました。

- ① 賃金を大幅に上げ、納めた税金を社会保障に回し、安心して暮らせる社会にすること。
- ② 最低賃金が1,500円になれば休みを取って子どもと過ごす時間が持てること。
- ③ 貯金を取り崩しながらの生活、自分が倒れたらと、不安があること。
- ④ 子どもが親や、家庭の都合で進学や、部活など制約される実態にあること。
- ⑤ 今の生活が精一杯の状態、未来の生活が考えられないこと。
- ⑥ 病院に行きたくてもすぐにはいけないという実態があること。

今回の聞き取りでは「ダブルワークをしなければ生活できない」、「消費税が上がり、ますます生活が苦しくなった」、「親の働き方を見て子どもが進学をあきらめた」など生協で働く人々をめぐる実態は、ますます過酷な状況になっています。

とちぎコープで働くパート職員にも聞き取りを行いました。子供2人の3人家族。生活のために食費を切り詰め、自分の事は後回しにして子供のために必死に働いています。配送パートで9時30分～16時30分の週5日勤務。時給1,450円で月20日働いたら約17万円になりますが「せめて月にあと3万円(時給にして230円)あると助かります。」と言います。「今の夢は、子供達がなりたいたいと思っている仕事についてくれる事です。それまで頑張ります。」と言っていました。

2. 働く人々をめぐる全般的な状況

現在、非正規労働者は2,166万人を超え、非正規率は39.2%(総務省「労働力調査」)となり、賃金が200万円以下のワーキングプアが13年連続で1,000万人以上(国税庁民間給与実態統計調査)になっています。また、相対的貧困率は、2015年は15.6%、2016年には15.7%(国民生活基礎調査)となり、約6人に1人が相対的貧困になっています。

生協労連が実施した「2020年春闘準備のための生活実感アンケート」からも、「非正規」のみの収入で生活している世帯の割合がこれまでで最も高いことがわかりました。年代別では若い世代と、高年齢層での割合が高くなっています。また、「生活が苦しい」と回答した人は、60.2%となり、昨年を上回りました。パートやアルバイトなど、かつては家計の補助的労働者と言われてきましたが、現在は主たる生計者として、一人ひとりの賃金が生活するために必要な生計費となっています。

今回のコロナ禍の中では、医療従事者はもちろんのこと、生協を含む流通や物流業で働く労働者は、国民の命と暮らしになくてはならないものでした。しかし、そこで働く多くの人はパート・アルバイトや派遣などの非正規労働者です。そして、その賃金労働条件は劣悪で、時給はほぼ最賃に張り付いています。仕事の性格上、在宅勤務などできるわけもなく、感染への危険や心配にさらされながら働き続けています。私たちが働くとちぎコープでも、新型コロナウイルスの影響で宅配事業も店舗事業も多忙化し、顧客からの問い合わせや欠品によるクレーム対応に追われる日々が続く、感染リスクを負いながら働き続けてきました。それは今も変わることはありません。

3. 景気回復と働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

コロナ禍の中だからこそ、コロナの危機を乗り切るためには労働者の生活と地域を守り経済を活性化させる事が重要です。

とちぎコープで働く私たちの声を中央最低賃金審議会に向けて届けようと、寄せ書きシートに集め送りました。その中には「埼玉県で暮らす大学生の娘はスーパーでまったく同じ日数・時間でアルバイトをしているのに、私よりだいぶ給料がいい。去年、娘は970円まで時給が上がったけど私は870円。差が開くばかりで何とかしてほしい」など切実な声が上がりました。どこで暮らしていても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させるためにも、地域間格差をなくしていかなければなりません。

栃木県の最低賃金は853円。全国で取り組んだ最低生計費試算調査では、どの地域でも時間額1,500円以上が必要とわかりましたがその額には程遠く、格差と貧困がますます拡大している中で、私たちは誰もが人間として自分らしく生き、働き、暮らせる社会にするために、最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の実現を、声を大にして強く訴えます。

最後に本審議会に置かれましては、今回意見陳述の時間をいただき、述べた意見が少しでも最低賃金引き上げのきっかけとなり、私たち日本国民が安心して暮らせる社会の実現と、地域経済の発展、活性化のために、積極的な最低賃金引き上げの審議をしていただくことを改めて強く求め、とちぎコープ労働組合の意見陳述とさせていただきます。

以上

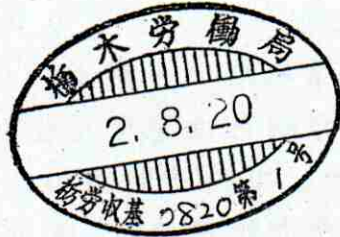
2020年8月20日

栃木労働局長
浅野 浩美 殿

栃木県佐野市 [Redacted]

佐野地区労働組
議長 [Redacted]

労働組合わたらせコ
委員長 [Redacted]



先に公示された「栃木県最低賃金の改定に関する栃木地方最低賃金審議会の答申」について、以下の通り異議申し出を行います。

(1) 異議申し出の内容

先日公示された、栃木県最低賃金を1円引き上げ、854円とするとの答申は、最低賃金法第1条の「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」を踏まえた審議の結果とは思えません。

今年度、中央最低賃金審議会においては、目安の金額について意見の一致を見ず、公益委員見解として「据え置き」との提示がされるとともに、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、地方最低賃金審議会において適切な審議が行われることを希望するとなりました。

1円の引き上げ答申は、賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率にも及ばない金額であり、地域間格差を縮小することにもなっていません。私たちが意見書で述べた「あるべき最低賃金額の水準」を審議すべきとの意見は、まったく考慮されていないと考えざるを得ません。

中小企業に対する支援策を積極的に議論する中で、今年度、栃木県最低賃金を1000円に引き上げるべきです。栃木労働局長は金額が低すぎることを理由として栃木県最低賃金審議会に再審議を求めるべきであると考えます。

(2) 理由について

意見書や、意見陳述の中で述べたように、現在の最低賃金の水準は、単身者ですら生活が厳しいレベルであり、ましてや、家族を養うようなレベルにないことは明らかです。昨年の意見陳述では、宇都宮市の生活保護基準と最低賃金で働いた場合の収入を具体的に比較し、今年度の意見陳述では、コロナ禍の渦中でも、リーマンショック後の日本の低賃金政策という過ちを繰り返してはならないと訴えました。こうした意見陳述の内容が答申に反映された金額とは思えません。家族との団らんや人間らしい生活、健康を犠牲にして長時間働かなければワーキングプアになってしまうというような労働環境は、直ちに改善することが必要です。

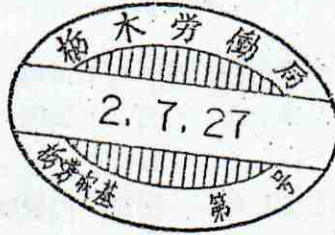
今年度1000円の最低賃金にするとともに、全ての議論を公開するよう要請しました。しかし、専門部会は今年度も非公開とされました。また、小委員会の議事要旨を異議申し出に間に合うよう公表することを要請しましたが、これも実現していません。金額審議において、どのような議論が行われたのか、また、私たちの意見書や意見陳述は審議会の議論にどのように反映されたのか、全く分からないままです。

今年度栃木地方最低賃金を1円引き上げ854円とする答申ですが、これでは、最低賃金審議会は「憲法25条の番人」の役割を果たすことはできません。854円ではワーキングプアといわれる非正規労働者の生活改善にはつながりません。栃木においては今年度、直ちに1000円に引き上げるべきです。またそのための中小零細企業対策の議論をするべきです。

以上

2020年7月27日

栃木地方最低賃金審議会
会長 杉田 明子 様



佐野地区労働組合会議
議長

労働組合わたらせユニオン
委員長

最低賃金法25条5項にもとづき2020年の最低賃金決定に関する調査審議に関して、下記の通り意見を述べます。

- (1) 最低賃金は、時給1,500円を目指すこと。2020年度には1000円以上の最低賃金を実現すること。
- (2) 全国一律最低賃金制度とすること。
- (3) 実質的な審議が行われる小委員会をはじめ、全審議会を完全に公開すること。
- (4) 栃木地方最低賃金審議会において、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者の意見陳述を求める。

以下、理由を述べます。

- (1) 最低賃金は、時給1,500円を目指すこと。2020年度には1000円以上の最低賃金を実現すること。
- ①現在の853円という最低賃金では、労働者の生活の安定は得られず、労働条件の改善がはかられているとは言えません。

最低賃金法第1条は「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上および事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」としていますが、853円という金額は、最低賃金法の目的にそむくものであり、大幅に引き上げる必要があります。

853円では、1ヶ月フルタイムで173.8時間働いても148,251円にしかありません。年収では、178万円弱で、ワーキングプアといわれる年収200万円にも遠く及びません。この収入では生活できないため、長時間労働が常態化しています。その結果、健康が破壊され、家庭生活に時間を割くことや、様々な社会活動に参加し自らを社会的に成長させていくことができない状態に陥り、経済的貧困とともに、社会生活上の孤立という関係性の貧困にも陥っています。

「働き方改革関連法」では、2021年4月から中小企業にも「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保」が適用になり、パートタイムや有期雇用など低廉な賃金で働く労働者の処遇が見直されようとしています。全労働者の4割に及ぶ非正規労働者は、かつて言われたような“家計補助的”な労働者ではなくなっています。しかし、多くの非正規労働者は最低賃金の決定に影響を受けており、2019年度の影響率は全国平均16.3%、栃木では17.5%でした。こうした中、今年度の最低賃金の引き上げについて、コロナ禍を理由に引き上げを抑制すべきという議論があります。しかし、結論から言えば、コロナ禍の中だからこそ、最低賃金引き上げの重要性が増していると言えます。

コロナ禍の経済悪化からの復興は、一定長期とならざるを得ません。それだけに一時的な手当だけでなく、すべての労働者・国民の生活が持続可能となる手立てが求められており、最低賃金の改善による賃金格差の是正と、底上げによる地域循環型経済を確立することが必要です。

2008年のリーマンショックの際、欧米の各国は、労働者の賃金を引き上げることで、内需の拡大を図って経済危機を乗り切りました。一方、先進国の中で、唯一日本だけが、派遣切りなど雇用を崩壊させ、賃金を抑制することにより、企業利益だけを確保しようとしてきました。その結果、大企業の内部留保は499兆円と激増しましたが、国民の消費購買力が回復せず、深刻なデフレから抜け出せなくなっています。苦境を乗り切るために、賃金を抑制する過ちを繰り返してはなりません。

「不況だから」として、最低賃金を凍結や抑制するのではなく、大幅に引き上げることが、コロナ禍終息後の景気回復のために必須の条件なのです。

欧米先進国の最低賃金は、おおむね1000円を超えており、日本の最低賃金は先進国の中では最も低いものとなっています。2013年、国連・社会権規約委員会は「日本の最低賃金が最低生存水準及び生活保護基準を下回っている」と指摘し、日本政府に対して「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定するに際し考慮する要素を再検討することを要求する」と勧告しました。ILO131号条約及びILO135号勧告は、最低賃金の水準の決定にあたって考慮すべき要素として「労働者及びその家族の必要」な生計費を挙げています。

日本の最低賃金額は、単身者ですら生活が厳しいレベルであり、家族を養うようなレベルにないことは明らかです。普通に働いているにもかかわらず、家族が貧困に陥るという状態から脱するためにも、最低賃金1500円を目指すべきであり、直ちに実現できないならば、今年度1000円以上とすべきです。

②大幅引き上げのために最低賃金法第9条2項の3原則を見直し、あるべき最低賃金額、最低賃金の水準について論議すべきです。

1954年に制定された最低賃金法では、労働組合がまったく関与しない業者間協定によって、最低賃金は中卒女性初任給をもとに決められました。1968年の法改正では、業者間協定から審議会方式に改められ、1971～1976年に、全国47都道府県で地域最低賃金が設立されましたが、実態は中卒女性初任給に貼り付いたままでした。

最低賃金法第9条2項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とされています。この3原則は、「最低賃金の決定にあたっていずれも考慮されるべき重要な要素であって、そのうちの何に重点があり、何は二の次というような順位はつけ難い。三つの観点から総合勘案して最低賃金を決定すべきものである」（最低賃金法の詳解）というものです。しかし、実際の金額審議では、30人未満の零細企業の賃上げ率（賃金改定状況調査における第4表）を最重要参考資料としてきました。その結果、引き上げ額は、前年度の金額に、第4表の賃上げ率を乗じた金額を算定基準として議論されてきました。30人未満の零細企業の賃金引上げ額が重要参考資料とされるような状態では、引き上げ額は極めて低い水準に押さえつけられます。このシステムを変えない限りEU諸国並みの最低賃金には到達できません。

近年行われてきた「時々の事情」に基づく目安審議は、本来の最低賃金審議会の議論からすればイレギュラーなものです。近年、中央最低賃金審議会が出す目安について、地方最低賃金審議会からは、

目安の根拠を明確にするよう意見が出されています。中央最低賃金審議会の目安が「時々の事情」によって決定され、地方最低賃金審議会がほぼその目安通りの答申を出すのであれば、最低賃金審議会は独立した審議会としての議論が保証されていないこととなります。こうしたことが起きている原因は、最低賃金の水準、あるべき最低賃金の金額の議論がこれまで行われてこなかったことにあります。

政府は、昨年『経済財政運営と改革の基本方針2019』等において、「我が国の賃金水準が他の先進国との比較で低い水準にとどまる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方について引き続き検討する」としていましたが、今年の、『経済財政運営と改革の基本方針2020』では「感染症による雇用・経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることを最優先課題であることを踏まえ、今年度の最低賃金については、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進める」としています。昨年の骨太の方針で述べた「賃金が他の先進国との比較で低い水準にとどまる理由の分析をはじめ、最低賃金の在り方」について議論を進めるべきであり、最低賃金審議会の中でも、これに基づいた議論をすべきです。

非正規雇用労働者の増大や、ワーキングプアが社会問題になる中で、最低賃金の果たす役割は大きく変わってきています。正社員に代わって非正規雇用労働者が増え続け、正社員の仕事を非正規雇用労働者が行うようになり、生産の主力であり主たる生計の担い手である非正規雇用労働者が増えています。家計補助的労働者を対象にした最低賃金から転換し、最低賃金法第1条の目的に見合った最低賃金の在り方について根本的な見直しが求められています。議論の対象になるのは、ILO131号条約及びILO135号勧告にある「労働者及びその家族の必要」な生計費です。

2007年の最低賃金法の改正により「生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」という規定が追加され、生活保護との逆転現象の解消が図られました。2014年にすべての都道府県で生活保護との逆転現象が解消されたとしています。しかし、当時から私達は、生活保護と最低賃金で働いた場合の比較において、比較する金額に問題があると提起してきました。昨年の最低賃金審議会における意見陳述では、宇都宮市の生活保護基準と最低賃金で得られる収入の比較をしましたが、実態は生活保護基準のほうが高いものでした。あらためて、ILO131号条約や、135号勧告に基づいて、有るべき最低賃金の水準のついて議論すべきです。

最低賃金は、生活保護と並ぶナショナルミニマムの柱です。「時々の事情」による改定ではなく、ナショナルミニマムの柱としての最低賃金の在り方、最低賃金の水準について本格的に議論すべき時期にきています。非正規雇用労働者が増大し、貧困が拡大する中、低賃金労働者の処遇改善は喫緊の課題です。最低賃金法第9条2項の3原則を見直し、最低賃金が生活保護と並ぶナショナルミニマムの両輪として、その役割が十分果たしていけるよう、最低賃金の大幅な引き上げが求められています。

(2) 都市と地方の格差を拡大するランク制は廃止し、全国一律最低賃金制度を検討すべきです。

①都市と地方の格差を広げる最低賃金制度、223円という差額は看過できません。

現在の地域最低賃金額は、最低で790円、最高で1013円で、差額は223円です。1ヶ月法定労働時間である173.8時間働くとする、約38,757円もの差が付きます。栃木と東京でも最低賃金は160円の差がついており、1ヶ月に換算すると27,808円もの差になります。最低賃金の地域間格差の拡大が地方の衰退を促進する要因の一つとなりかねません。現行のランク制を使う限り、これらの格差は拡大していくことになります。

現行の目安制度は、1975年、労働4団体が「全国一律最低賃金の確立」を求めストライキを計画したことを契機に、全国的な整合性の確保のために1978年から発足しました。1978年の最

初の目安作成に当たっては、「最低賃金額の地域間格差は従来縮小傾向にあることを考慮した」（昭和53年7月27日 中央最低賃金審議会第1小委員会報告）としています。当時、最高金額の大阪に対する最低金額の割合は84.4ポイント、1999年には86.3ポイントまで格差が縮小しますが、その後は拡大に転じ、2018年度には77.3ポイントと格差が拡大し、目安制度発足の理念から外れてきています。

格差の根拠については、一般的には地方と都市の生活費や経済水準の違いなどが言われています。確かに都市部の住居費は地方よりも大きなものとなっていますが、公共交通が後退している地方では、自動車の保有などが必須であり、トータルで考えれば地方と都市部の生活費に大きな違いはないと言えます。しかし、現行のランク制を根拠づけている指標を使えば都市と地方の差は拡大するばかりです。その格差と連動し、最低が790円という絶対的な水準の低さが、若年労働者の都市への移動を誘発し、地方経済をいっそう疲弊させることは明らかです。地方の自治体や議会から多くの最低賃金引き上げの意見書が出されていますが、地方経済の疲弊に対し、大幅な最低賃金の引き上げによる関与が求められています。

②地方の空洞化を阻止する役割を果たす全国一律最低賃金制度

最低賃金制度を全国一律制度とすることはナショナルミニマムなどとの整合性を強化し、体系的な貧困対策、格差対策に有効であり、「公正な競争に資する」ものであると考えます。

最低賃金近辺で働く労働者に、コンビニのスタッフがいますが、コンビニエンスストアではルーティンワークが統一され、扱っている商品、および価格もほとんど変わらず、全国どこのコンビニでも働き方はほぼ同じです。にもかかわらず、地域最低賃金の格差がそのまま賃金格差となっているのは、同一労働同一賃金原則から見ても不合理です。

最低賃金の引き上げは当然のことながら各種の中小企業支援策と結合して行われるべきです。日本商工会議所などは最低賃金引き上げに毎年反対していますが、本来からいけば最低賃金が上がり、低賃金に対する歯止めがかかることは、地方の中小企業にとって良質な労働力を育成、確保していくうえで有利なことであると考えます。これらを踏まえ最低賃金制度を全国一律最低賃金制度とすべきです。あわせて地方経済に対する支援策の強化が求められます。

全国一律最低賃金制度を目指す中で、今年度の目安審議においては、ランク間の金額格差が縮小する方向で検討すべきです。

(3) 実質的な審議が行われる小委員会をはじめ、全審議を完全に公開すべきです。

最低賃金審議会の審議の中心は実質的な金額審議が行われる小委員会です。審議は最低賃金審議会運営規定第6条によれば「原則として公開」のはずであり、非公開は例外的事例です。しかし例外的事例が、目安審議などの重要な議論に対して適用されています。これでは審議会は原則、非公開であるとしかいいようがありません。

ワーキングプアや、貧困が社会問題になる中、最低賃金引き上げは大きな社会的注目を集めています。最低賃金審議を公開し、大いに論争し、今日、要求されている最低賃金の水準、社会的に意味のある最低賃金制度とは何か、そのためには現行制度の何をあらためるべきか、などを発信していくことが求められています。審議を公開すれば、様々な意見が関係者からよせられ社会的関心も高まり、制度の改善にむけた世論も形成されるはずです。

密室審議の時代は終焉させなければなりません。貧困が拡大し最低賃金の大幅引き上げが社会的に

要求されている中で、審議の公開に耐えられないような委員は、委員である資格にかけると考えます。
審議の完全公開を強く要求します。

(4) 栃木地方最低賃金審議会において、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者の意見陳述を求めます。

佐野地区労働組合会議に加盟する労働組合わたらせユニオンは、派遣、パート、嘱託、アルバイトなどの有期雇用労働者や失業者、半失業者も組織しています。彼らの賃金水準は極めて低く、その生活実態は厳しいものです。有期雇用労働者や中小零細企業で働く労働者にとって、個別企業における賃金の引き上げは簡単ではありません。私たちは労働組合の通常の活動として、組合員が在籍する企業にたいし春闘などで賃金引き上げ要求をおこないます。しかし中小零細企業などでは、経営困難、一人組合員、少数派などで賃上げ要求そのものが難しい場合があります。このような状況の中で私たちは最低賃金引き上げの闘いを、春闘とならぶ、中小零細企業に働く労働者や、非正規雇用労働者の重要な賃金引き上げの闘いとして位置づけ取り組んでいます。

このような事情から私たちは審議会の傍聴をおこない、意見書や異義申出書なども提出してきました。これらのことから、佐野地区労働組合会議及び労働組合わたらせユニオンの推薦する労働者に、栃木地方最低賃金審議会において直接意見を述べる機会を与えていただきますよう要請します。

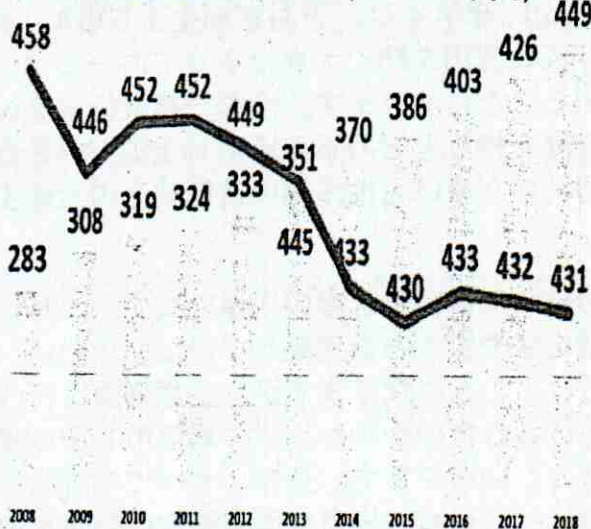
以上

1. 新型コロナの感染が続く中でも、最低賃金の大幅な引き上げが必要な理由について

新型コロナ感染が広がる中、わたらせユニオンは、何度もコロナ相談会を実施してきました。相談は労働者だけでなく、中小・零細企業の経営者の方からの相談もあり、多くの企業が政府からの資金繰りや雇用における支援策を活用しながら、事業の存続と雇用の維持に懸命に努力されていることを実感しています。一方、労働者からは、非正規雇用労働者を中心に休業による収入減や、解雇、雇止めなどの相談が相次いでおり、ハローワークの駐車場がいっぱいで道路まで車があふれるというようなリーマンショック後と同じ状況が起きています。

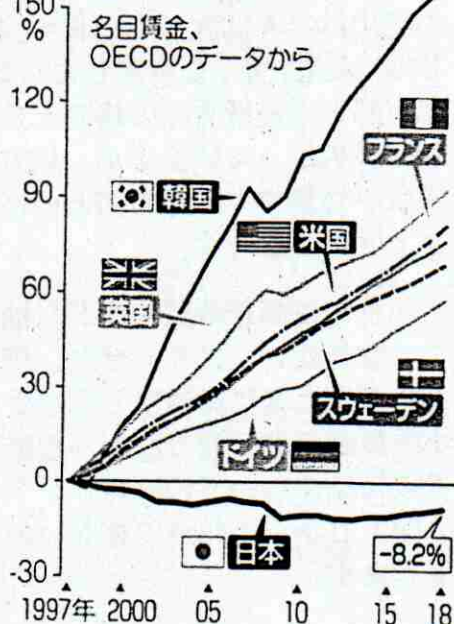
今年度、最低賃金の大幅引き上げが必要な理由の1つ目は、リーマンショック後の日本の過ちを繰り返さないことにあります。2008年のリーマンショックの際、欧米の各国は、労働者の賃金を引き上げることで、内需の拡大を図って経済危機を乗り切りました。しかし、先進国の中で、唯一日本だけが、派遣切りなど雇用を崩壊させ、賃金を抑制することで、企業利益だけを確保した結果、国民の消費購買力が回復せず、深刻なデフレから抜け出せなくなりました。大企業の内部留保は激増しましたが、労働者の賃金は下がる一方でした。この20年間、多くの先進国で賃金が上昇する中、唯一日本だけがマイナスになっています。経済危機を理由に最低賃金を抑制するのではなく、国民の消費購買力を回復させるためにも、大幅な最低賃金の引き上げが必要です。

大企業の内部留保は1.6倍増の449兆円
実質賃金は27万円減（この10年間）



内部留保 (単位: 兆円) 実質賃金 (単位: 万円)
内部留保は財務省「法人企業統計」から資本金10億円以上の全額・保険金を含む全企業の増減、実質賃金は厚生労働省「毎月勤労統計調査」(2018年は明石調子による前値) 各国現年「民間給与実態統計調査」の2017年の年間平均賃金を起点にして実質化した数字

主要国の時間当たりの賃金の推移



理由の2つ目は、新型コロナ感染拡大の中、国民の暮らしを支え続けている、いわゆる「エッセンシャルワーカー」の問題です。エッセンシャルワーカーとは、人間が社会生活を維持する上で不可欠な仕事に従事している労働者のことであり、コロナ禍の中でその仕事の重要性がクローズアップされてきています。ライフラインなどの生活インフラ、社会インフラを維持する仕事（エッセンシャルサービス）で働く労働者ですが、介護スタッフや保育士、コンビニスタッフ、物流のトラックドライバー、スーパーの店員など、最低賃金の近傍で働く労働者が多くいます。その労働現場では、多くを低賃金の非正規雇用労働者が支えており、不安定な雇用による失業への不安と、蓄えがない世帯への収入の道が断たれること、さらに自らも感染しかねない恐怖の中で、毎日たたかっています。社会生活の基礎を担う労働（エッセンシャルワーク）の対価として、現在の最低賃金は低すぎます。社会生活の基礎を担う労働に対し、大幅に引き上げていく必要があります。それを支える中小企業支援策は、社会政策・経済政策として、大幅な拡充策が求められています。特に、中小企業を中心にした減収分を補填する給付が必要です。

3つ目は、生活保護との比較です。昨年の審議会において、宇都宮における生活保護基準と最低賃金でフルタイム働いて得られる収入の比較について、意見陳述しましたが、生活保護と最低賃金の乖離は実態としては解消されていません。さらにコロナ禍において休業を命じられ、雇用調整助成金等の休業補償を受けるとなれば、いっそう収入が下がります。最低賃金の議論において「企業の支払い能力」などの経済状況を考慮するとすれば、それは最低賃金で普通に暮らせる水準を実現した後のことだと考えます。現状は、生活保護基準にも満たない最低賃金額であり、コロナ禍の中でも中小企業対策を拡充することを前提にして、最低賃金の大幅引き上げを実現することを要請します。

4つ目は、地域間格差の問題です。新型コロナ感染拡大に伴い、都道府県をまたいだ通勤者の存在が注目されました。また、地方から都市部への人口の流出は年々拡大しています。栃木県は、今年4月、「とちぎ創生15戦略(第2期)実施計画」を策定しましたが、人口流出を防ぐ大きな手立ての一つは、都市部との最低賃金の格差を是正することにあります。全国一律最低賃金の議論が広がっていますが、地方の疲弊を押しとどめるためにも全国一律最低賃金が必要です。都市部との格差解消のためにも栃木県の最低賃金の大幅引き上げが必要です。

2. 今日も傍聴を希望しながら抽選で外れて傍聴できない人がいます。これはここ数年続いており、ぜひ、傍聴席を増やすことを実現していただきたい。答申の出した後に異議申し出を受け付けることとなりますが、金額審議を行う小委員会が非公開ではどんな議論が行われたのかわからず、異議申し出は答申の結論についてのみコメントすることとなります。是非、すべての議論を公開するか、それができないのであれば、せめて早急な議事要旨の公開を要望します。

以上